

[事案 28-304] 損害賠償請求

・平成 29 年 8 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

1 回目の手術（手術①）後に同病院で同一の手術（手術②）を受けたが、「60 日の間に 1 回の給付を限度とする」との約款規定を理由に、手術②に対する手術給付金等が支払われないことを不服として、給付金相当額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、手術給付金および退院給付金相当額を支払ってほしい。

- (1) 手術①の給付金支払明細書を見ても、約款のいずれの手術の種類にあたるかの記載や、この手術に関して給付限度がある旨の注意事項はなく、これらの情報は担当者からも連絡されなかった。事前に給付限度がわかっていたら、手術②の手術日を数日遅らせていた。
- (2) 給付金等の請求に関する案内冊子には、注意事項の記載があるが、その手術の例には、今般の手術は記載されていない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に約款を交付する等して、申立人に対して必要な説明は行っている。本契約は、普通保険約款、医療特約等に基づいて有効に成立しており、手術②は、医療特約に定める支払理由に該当しない。
- (2) 給付金請求手続時においても、申立人から給付制限等について特段の質問もなく、手続担当者は、給付金請求時の一般的な説明は行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金および退院給付金相当額の支払いは認められない。しかし、本申立てに至るまでの経緯も踏まえ、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。